

## 〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

## 組織体制の見直し

- ・昨年度の2次評価で提言したプロパー職員の管理職への登用については、平成20年度に1名を登用し、法人としての自主性の確保に向け組織体制の強化を進めていることは評価できる。また、障害者自立支援法に基づき平成23年度末までに新事業体系へ移行させる必要がある6施設については、平成19年10月に移行済みのえひめ障害者支援施設「道後ゆう」に続き、平成21年4月に松前清流園と重信清愛園、10月に身体障害者授産所を移行させており、順次作業を進めている。引き続き、障害者自立支援法の動向も踏まえながら、社会福祉法人としての組織体制を強化していく必要がある。

## 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、平成18年度に県から移譲を受けた松前清流園をはじめとした6施設と指定管理者制度を導入している県立4施設の計10施設の管理を行っているが、平成20年度は、施設整備のため国庫補助金等特別積立金を1,093百万円計上したことにより、当期収支差額は1,082百万円の減少となった。(社会福祉法人会計では積立金計上が支出項目となっている。)
- ・平成18年に県から譲渡を受け運営していた松前清流園及び重信清愛園については、平成21年4月に松前清流園、重信清愛園を合築(両施設の名称をしげのぶ清流園、しげのぶ清愛園に変更)し、管理部門を統合して運営を開始しており、両施設の管理部門統合による人件費、事務経費等の削減を図っている。引き続き改革実施計画にあるように、市町と連携した収入増加につながる事業の実施や、複数施設を運営することによるスケールメリットを活かした経費削減等を強化するとともに、入所者等に対する福祉サービスを低下させることなく、施設の効率的・効果的な運営に努め、安定した経営が行えるよう、経営基盤の充実・強化を図っていただきたい。
- ・なお、障害者自立支援法が施行され、平成24年度から新事業体系に完全移行することとなっていたが、現在、障害者自立支援法の廃止も含む障害者福祉制度の抜本的な見直しが検討されており、今後の制度の方向性については、注視していく必要がある。
- ・指定管理者となっている4施設(愛媛母子生活支援センター、身体障害者福祉センター、障害者更生センター(道後友輪荘)視聴覚福祉センター)の運営については、積極的な営業活動やホームページの開設、実施事業の充実などに努めた結果、入所型施設である愛媛母子生活支援センターを除く3施設の平成20年度利用者数は119,940人(前年度比10.4%増)で、前年度に引き続き増加させており、県民サービスの向上により利用者増を図った当法人の取組は評価できる。  
また、利用料金制度を採用している障害者更生センター及び視聴覚福祉センターの平成20年度利用料金収入は13,573千円で前年度比1.9%の増加、自主事業による収入を含めた収入総額についても54,467千円で前年度比21.5%の増加となっており、安定した経営が行われている。

## 役職員数及び給与制度の見直し

- ・昨年度の2次評価で提言した、職員の意欲・能力・業績等を反映できるような給与制度への見直しについては、福祉サービスの担い手である職員の意欲、能力等を評価し、平成21年6月の勤勉手当から反映させている点は評価できる。
- ・正規職員の退職に伴う補充職員の採用に当たっては、能力や経験のある人材の確保や配置の工夫などに努めるとともに、労働条件等にも十分留意する必要がある。

## 〔県の関与の適正化に向けた取組〕

## 財政的関与の見直し

- ・当法人では、老朽化した移譲6施設の改修に向け、平成18年度に県から18億円の補助を受け「施設整備費等積立金」を積立てる一方、県では当法人への移譲施設を含め社会福祉施設の改修に備えるため16億円の「社会福祉施設整備基金」を設置しており、松前清流園、重信清愛園を複合施設として合築するにあたっては、この基金の一部と国の補助金をあわせて約533百万円を当法人に補助している。
- ・今後も当法人の移譲施設の改修への対応に県の支援が必要であることは認められるが、1次評価にもあるように、県の「社会福祉施設整備基金」による助成に当たっては、法人の自立経営、他の社会福祉法人との公平性の観点に十分留意する必要がある。

## 人的関与の見直し

- ・1次評価にもあるとおり、県職員OBの登用については、平成21年4月から1名減少しているが、引き続き優秀なプロパー職員の管理職登用が妨げられないよう留意しながら、さらに法人としての運営体制を維持していく必要がある。

## 〔総合的評価〕

- ・今後障害者自立支援法に関する動きについて情報収集を行いながら、入所者や利用者等に対する福祉サービスの向上に努めるとともに、施設の効率的・効果的な運営による安定した経営が行えるよう、経営基盤の充実・強化に努めること。
- ・指定管理者となっている4施設の運営については、研修やサービス体制の充実、積極的な利用促進に取り組み、利用者数や利用料金収入が増加していることは評価できる。引き続きサービスの向上に努め、利用促進に取り組むこと。